

東京藝術大学アルバイト求人受付基準

本学では、本学の学生特化のアルバイト(美術制作・演奏依頼・家庭教師等)について、大学が直接求人を受け付けております。

本学で取扱うアルバイトについては以下のような一定の制限を設け、学生にとっては望ましくないと考えられる職種等の求人については受け付けておりませんのでご了承ください。

なお、販売や接客等の一般向けのアルバイトの求人申し込みは、(株)ナジック・アイ・サポートが運営する「アルバイト紹介システム」(有料)をご利用ください。

☆制限事項

	具体例	理由及び参照事項
危険を伴うもの	プレス、ボール盤、旋盤、断裁機など自動機械の操作	危険・事故が伴う
	高電圧、高圧ガス等危険物の取り扱い	
	自転車、バイクの運転	免許を必要とし、高度な危険度がある
	線路内や交通頻繁な路上での作業(測量、白線引き、交通整理等)	最近の厳しい交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的、精神的負担が重すぎ刑事責任まで負うことになる
	土木、水道工事等の現場作業、建設中の現場作業、建物倒壊、残材片付作業、2階以上の高所での屋外作業(ガラスふき、器具の取り付け等)	落下物、転落等の危険度が大きい(内装工事は除く)
	ヘルメット着用が必要とされる作業	
	警備員	会場整理、誘導、受付は除く
人体に有害なもの	麻薬、劇薬など有害な薬物の扱い(メッキ作業、シロアリ駆除等)	健康上、人体に有害と考えられる
	特に高温度、低温度の作業、粉末、有毒ガス、騒音等の著しい中での作業	
法令に違反するもの	労働争議に介入する恐れのあるもの	職業安定法20条参照
	営利企業斡旋業者への介入斡旋	職業安定法の趣旨(雇用関係の成立の斡旋)に反する
	マルチ、ネズミ講商法に関するもの	無限連鎖講の防止に関する法律参照
	出来高払(一定額の賃金の保証のないもの)	労働基準法27条参照
	合理的な理由無く、募集や採用の際、対象の性別を限定、または性別により異なる条件を付すもの	男女雇用機会均等法参照
教育的に好ましくないもの	街頭でのチラシ配り、ポスター貼り	内容的に問題があったり無許可の場合が多い 相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い
	不特定多数を対象とした街頭や訪問、電話による調査	
	訪問販売、勧誘、専門に行う集金	
	競馬、競輪場等、ギャンブル場内の現場作業	舞踊、演奏等でその専攻の役に立つものは例外とする(ただし、酒場等教育上好ましくない場所を除く)
	バー、キャバレー、麻雀、パチンコなど風俗営業の現場作業	
	長期継続の深夜作業	
	スパイ行為、興信所業務に関する調査	
	その他教育上好ましくないかと大学が判断するもの	

2ページ目へ続く

その他	人命に関わることが予想される業務	水泳指導員、監視員、ベビーシッター等
	人材派遣の登録を目的とするもの	賃金、時間、場所、労働内容等に関することが不明瞭なもの
	労働条件が不明確なもの	
	合理的な理由無く、人員の限定を条件とするもの	例えば10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするもの
	学生を紹介しても採否の連絡が無かったり、正当な理由なく採用されないことがしばしば繰り返されるもの	
	選挙の応援に関する一切の業務	特定の政党や候補者に便宜を計ることは適当ではない
	その他学生にふさわしくないと考えられるもの	